

平成 28 年 2 月 25 日
資金管理センター

平成 28 年度無格付け地方債の保有継続・売却の方針(案)

資金管理法人が保有する無格付け地方債 *の保有継続・売却の方針については、毎事業年度、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることとされている。(平成 20 年 9 月開催第 26 回資金管理業務諮問委員会審議・承認)

*信用格付業者が地方債の非依頼格付けを取下げたことによって、無格付けとなった地方債(平成 20 年 12 月末)

1. 平成 27 年度における無格付け地方債について

(1) 保有継続・売却の方針

総務省公表の財政健全化法の規定に基づく当該地方公共団体の健全化判断比率が、早期健全化基準未満であるときは保有継続とする。(平成 27 年 2 月開催第 60 回資金管理業務諮問委員会審議・承認)

(2) 保有状況

当該地方公共団体の平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率が、全て早期健全化基準未満であることから、無格付け地方債の保有を継続している。(別紙参照)

2. 平成 28 年度無格付け地方債の保有継続・売却の方針(案)

平成 27 年度方針と同様に次のとおりとする。

(1) 保有継続・売却の指標

総務省が財政健全化法の規定により公表する「健全化判断比率」を無格付け地方債の保有継続・売却の指標とする。

(2) 保有継続・売却の基準

① 健全化判断比率が早期健全化基準未満である無格付け地方債については、原則として保有を継続する。

② 早期健全化基準以上となった無格付け地方債については、監督官からの公表情報等を基に、保有継続・売却について、総合的に判断して対応を行う。

(3) 「無格付け地方公共団体」が新たに依頼格付けを取得した場合

当該地方公共団体が取得した依頼格付けに基づき、保有地方債の保有継続・売却の対応を行う。

以上